

## 第30回 七飯町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月28日(月)午後1時30分から時分
2. 開催場所 七飯町役場 201会議室
3. 出席委員 (12人)

会長	14番	杉村久悦
会長職務代理者	13番	池田泰久
委員	<del>1番</del>	<del>野澤博幸</del>
	2番	平野博章
	3番	神秀子
	4番	澤田雄一
	5番	宮後英子
	6番	宮田学
	7番	小澤大栄
	8番	宮本猛
	<del>9番</del>	<del>千島武</del>
	10番	松田永
	11番	小坂寛和
	12番	山川明
4. 欠席委員 (2人)

欠席者	1番	野澤博幸
	9番	千島武
5. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
議案第1号	農地利用最適化推進委員の選任について
議案第2号	買受適格証明願について
議案第3号	令和4年10月31日及び令和4年11月4日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について
追加 議案第1号	令和4年11月25日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について
議案第4号	農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
議案第5号	農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)
議案第6号	土地の現況証明願について
議案第7号	農地移動適正化斡旋申出について
その他	

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 赤石 旭                      事務係長 安藤 美香                      事務係 葛西 佐

## 7. 会議の概要

事務局長                      只今より第24期第30回11月総会を開会致します。開会にあたりまして、杉村会長よりご挨拶をお願い致します。

会 長                      **【会長挨拶】**

それでは一般事項とあわせての動向報告を事務局より内容説明願います。

事務局長                      **【一般事項・動向報告の朗読】**

議 長                      七飯町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。

本日の欠席委員は、1番 野澤博幸 委員、9番 千島武 委員の2名です。よって、七飯町農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員に、8番 宮本猛 委員、10番 松田永 委員の2委員を指名致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

議事録署名委員は、8番 宮本猛 委員、10番 松田永 委員をお願い致します。

会期の決定について、会期は今日1日と致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

会期は今日1日と致します。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」を上程いたします。事務局より内容説明願います。

事務局                      **【報告第1号の朗読・説明】**

議 長                      説明が終わりましたので、1件ごと順次皆様方のご意見を賜りたいと思います。

1番については、いかがですか。(異議なしの声)

1番については、異議なしということで、報告済みと致します。

2番については、いかがですか。(異議なしの声)

2番については、異議なしということで、報告済みと致します。

それでは、議案を審議して参ります。議案第1号「農地利用最適化推進委員の選任について」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局長 【議案第1号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参ります。よろしくお願います。  
議案第1号については、いかがですか。(異議なしの声)  
議案第1号については、異議なしということで、記載のとおり、1名を補充することで決定と致します。(委嘱状の交付)

次に、議案第2号「買受適格証明願について」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局長 【議案第2号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、1件ごと順次審議して参ります。よろしくお願います。  
1番については、いかがですか。(異議なしの声)  
1番については、異議なしということで、証明書を交付することで決定と致します。  
2番については、いかがですか。宮田委員。

6番 2番の方に対して反対する理由というのもないのですが、このような形な形の農地をどう活用していくつもりなのでしょうか。委員会としては特段、気にする必要もないのかもしれませんが。

事務局長 はい。そちらにつきましては代理人である行政書士へ聞取りを行いました。余市におられる従業員をこちらへ寄越し、作業を行う予定とのことです。また、それに加えまして現地で働き手を募集するとの回答もございました。

6番 面積が面積ですから、手をかけていけない部分が発生すると遊休農地化していきますよね。当然、この航空写真を見る限りでは全て耕作できるとは思えないのですが。

事務局長 計画を見る限りでは全てを使うようです。

6番 徐々に広げていくと考えでもあるということですか。

事務局長　　そうですね。ビニールハウスで栽培していくとのことですので、徐々に棟数を増やしていく予定になっているようです。

1　3　番　　ここは山のようになっているんですね。

事務局長　　そうですね。

6　　番　　大沼の方にお聞きします。ここはハウスを建てるなどして耕作再開できるような土地なのでしょう。

1　3　番　　ハウスを昔使っていた場所としましては、難しくないように思います。しかし、航空写真を見る限りではどこからどこまでというのがわからないのですが、残る部分につきましては山です。ガロの上ですから。

議　　長　　ハウス部分については、過去に周辺の方が耕作していたところなんです。

6　　番　　その方がやっていたところはよいのですが、それ以外の部分もありますよね。実際耕作できそうなんですか。

議　　長　　それはわかりません。

6　　番　　地区の方にお聞きします。ハウスがあったという部分については問題ないとして、競売ですから仕方がないことはわかっておりますが、こんなに大きな面積を求めたところで、実際耕作は可能だと思いますか。

1　2　番　　まあ、やっていけないことはないと思いますね。昔の話ですが、実際耕作できていた場所ですから。ただ、私から言えるとすれば今の現状のまま使っていける状態ではないように思います。実際、山の現状であることは変わっていませんので。

6　　番　　今もハウスは結構あるのですか。

議　　長　　今はありません。

6　　番　　今は更地のような状態なんですね。

2　　番　　というよりも、採草地のようではなかったですか。

1 3 番 確かに今は牧草畑になってますね。

議 長 そうですね。今は牧草畑です。

1 3 番 ここは、段々になっているんです。ですから、平らな部分に対してのみならハウスを建てることは可能かと思います。

6 番 現在は余市の方でミニトマトの栽培を成功させているようではありませんので問題ないのかもしれませんが、面積がありますので。

1 2 番 この地図ではあまりにも見づらいですね。

1 3 番 番地もわかりませんし。

事務局 長 申し訳ありません。地図の詳細は資料1となっております。

7 番 ちなみに、現在この土地を管理しているのはどなたなんですか。今は牧草をつけているということでしたよね。

事務局 長 事務局としては把握しておりません。

7 番 採草放牧地になっているように写真からは見えるのですが。

議 長 元の所有者ではないですか。

事務局 長 そうです。元の所有者で、一応耕作もなされている状況です。農業委員会を通じてどこかに貸しているというようなことはありません。

議 長 どうなんですか。作っていいですか。

1 3 番 牧草は作ってますね。

1 2 番 それは間違いないです。

7 番 それは誰がやっているんですか。

1 3 番 ■■■さんですね。ただ、牧草地だけですので、下の平らな方については使っていません。

1 1 番 あとは要するに高く出した方が買い受けて管理をしていくだけです

から。

6 番 今以上に荒れることはないということですね。わかりました。

議 長 よろしいですか。それでは再度お諮り致します。  
2番については、いかがですか。(異議なしの声)  
2番については、異議なしということで、証明書を交付することで決定と致します。

次に、議案第3号「令和4年10月31日及び令和4年11月4日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事 務 局 【議案第3号の朗読・説明】

議 長 説明が終わりましたので、1件ごと順次審議して参ります。よろしくお願ひします。

1番については、いかがですか。(異議なしの声)  
1番については、異議なしということで、決定と致します。  
2番については、いかがですか。(異議なしの声)  
2番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、追加議案第1号「令和4年11月25日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事 務 局 【追加議案第1号の朗読・説明】

議 長 説明が終わりましたので、審議して参ります。よろしくお願ひします。  
1番については、いかがですか。

7 番 はい。7番 小澤です。これは法人の所有地を前・代表者に返すということでしょうか。

事 務 局 元々法人が借り受けていた農地の一部を返したい、ということです。そちらを資料3にありますとおり、携帯電話の基地局を設置したいとの申し出があったそうです。基地局を設置するためには、賃貸借契約の解除が必要になります。ですので、あくまでも一筆の内、36㎡のみの解約となっております。

7 番 後で出てくるものだったんですね。

事務局 その通りです。後ほど説明させていただこうかと考えておりました。

7 番 この後の議案に出てくるんですか。

事務局 いいえ。こちらの案件につきましては農業委員会の許可を必要としないので、議案として審議されることはありません。届出電気通信事業者による基地局の設置となりますので、許可は不要です。

7 番 基地局の設置の場合は許可不要ということによろしいですか。

事務局 そうですね。あくまでも先ほどお話ししましたとおり、届出電気通信事業者が行う場合に限りですが。

7 番 農地として使うことができなくなるから、基地局を設置する部分については解約しなければならないということですね。

事務局 そうですね。農地として利用することもできませんし、基地局を設置するために貸し付けるとなると契約が重複してしまいますので。

7 番 わかりました。

議長 それでは、再度お諮り致します。

1 番については、いかがですか。(異議なしの声)

1 番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第4号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参ります。よろしくお願ひします。

1 番については、いかがですか。(異議なしの声)

1 番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第5号の朗読・説明】

議 長 説明が終わりましたので、1件ごと順次審議して参ります。よろしく  
お願いします。

1番については、いかがですか。(異議なしの声)

1番については、異議なしということで、決定と致します。

2番、3番につきましては、議事参与の制限により■番 ■委員  
委員の退席を求めます。(■委員 退席)

2番については、いかがですか。(異議なしの声)

2番については、異議なしということで、決定と致します。

3番については、いかがですか。(異議なしの声)

3番については、異議なしということで、決定と致します。

■番 ■委員の退席を解き、入室を認めます。(■委員  
入室・着席)

それでは引き続き、議案第5号4番より続けて審議して参ります。

4番については、いかがですか。(異議なしの声)

4番については、異議なしということで、決定と致します。

5番については、いかがですか。(異議なしの声)

5番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第6号「土地の現況証明願について」を上程致します。  
調査委員は、千島武 委員、宮田学 委員、池田泰久 会長職務代理の3  
名です。どなたか説明願います。宮田委員。

6 番 それでは、6番 宮田から1番議案について報告致します。

先般21日、事務局より3名、千島武 委員、池田泰久 会長職務代理、  
私の6名で現地調査を実施致しました。

#### 【1番議案の朗読】

調査の結果、1番議案については「農採以外」として判断して参りま  
した。以上、報告と致します。

議 長 説明が終わりましたので、審議して参ります。よろしく  
お願いします。  
なお、1番につきましては議事参与の制限により■番 ■委員  
委員の退席を求めます。(■委員 退席)

1番については、いかがですか。

7 番 7番 小澤です。異議ではないのですが、質問です。公簿地目というの  
は法務局で登記されている地目で間違いありませんよね。なぜ、法務局で  
は宅地として登記されているにも関わらず、農業委員会の現況地目は農



地となっているのかを今後の勉強のため、確認させてください。

事務局 これは憶測になってしまうのですが、農地転用により登記地目を変更したのちに、農地として利用されていた時期がありました。それが原因で農地となっていると思われます。

議長 これは私の知る限りの話になってしまうのですが、事務局の言う通り、過去に農地転用がなされ、宅地造成をしました。ただし、一部を農地として残していたようなのです。昔はそこに育苗用のハウスを建てていたのですが、下の方に田を求めましたので、申請地は更地となってしまったわけなのです。

7番 それはわかるのですが、今現在の登記が宅地となっている土地に対してこうした手続きをしなければならぬというのはどういう理屈なのかが気になります。

事務局 はい。こちらにつきましては、現況地目を非農地とするための願出であります。現況証明なしに事務局の判断によって現況地目を変更することはできませんので、今回こうして願出が提出されました。

7番 現況は農地となっているんですね。

8番 そもそも、目的が誤りなのではないですか。地目変更を目的とした願出となっていますよね。地目変更が目的ということは、登記地目が非農地である以上、農地として見る場合しか使えないかと思うのですが。

事務局 地目変更は地目変更でも、登記ではなく現況地目の変更を目的とした願出となっております。

8番 それに現況証明願を求めるのですか。農地台帳の整備は農業委員会の仕事ですよね。ですから、現況地目というのも農業委員会の方で整理するものと認識しておりましたが。

事務局 前任からの引継ぎでは、現況地目の変更は現況証明願によって変更するように、となっております。

8番 そうだったのですね。申し訳ありません。

7番 これは余談なのですが、先ほどの案件のように登記地目と現況地目が異なっている場合がありますよね。そうした場合に、農地台帳を確認し

なければ農地であることはわからないので、農業委員会の許可を得ずに所有権移転登記ができてしまうということですよ。

事務局 できません。現況地目が農地である以上、農業委員会の許可がなければ登記は受け付けられません。

7番 登記の際には現況地目も確認されるのですか。

事務局 見られないとは言い切れません。法務局から調査が入る場合もありますので。

7番 ちょっと変わった例でしたので、改めて確認しておきたいなと思っ  
ての質問でした。ありがとうございます。

議長 それでは、再度お諮り致します。

1番については、いかがですか。(異議なしの声)

1番については、異議なしということで、決定と致します。■番 ■

■委員の退席を解き、入室を認めます。(■委員 入室・着席)

当日の調査委員の皆様、ご苦労様でした。

次に、議案第7号「農地移動適正化斡旋申出について」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第7号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参ります。よろしくお願います。  
いかがですか。(異議なしの声)

異議なしということで、議案第7号については決定と致します。

続きまして、その他1番 協議事項 を事務局より説明願います。

事務局長 協議事項は3件でございます。

1件目は、第24期第31回12月総会を令和4年12月16日午後2時30分から開催したいと考えております。

2件目は、土地の現況調査を令和4年12月9日午前9時00分から実施したいと考えております。

3件目は、閉会中の令和4年11月29日から令和4年12月16日までの会長、会長職務代理、各委員の出張承認となります。

議 長 説明が終わりましたので、1件ごとに順次審議して参ります。よろしくお願ひします。

1番については、いかがですか。(異議なしの声)

1番については、異議なしということで、決定と致します。

2番については、いかがですか。(異議なしの声)

2番については、異議なしということで、決定と致します。

3番については、いかがですか。(異議なしの声)

3番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、2番その他(1)「令和4年度利用状況調査の結果及び今後の対応について」を事務局より説明願ひします。

事 務 局 【その他(1)説明】

議 長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思ひます。いかがですか。

7 番 7番 小澤です。質問よろしいですか。農家戸数が減少している以上、遊休農地や耕作放棄地というのは今後増え続けるであろうことが予想されます。現状といたしましても、条件のよい農地ですら余されてしまうようなことが起きています。毎年のパトロールで確認して、どう考えても耕作はできないだろうと思われるくらい条件が悪い土地でも、農地である以上は見回りを行い、管理指導するなど、事務局としても仕事のやりにくさを感じているだろうと思ひております。

特に昨年などは、非農地判断により多くの農地を非農地と判断しました。また、今年からも力を入れていくとのことですので、できる限り非農地判断を利用していつていただきたいと思ひます。しかしながら、砂利を敷くなどの違反行為により、非農地の状況を作り出すような悪質な例もあるかと思ひます。今度はそうした部分との判断がつきにくくなっていることもわかります。所有者本人が農地をどう扱っていくかというのはモラルの問われる問題でもありますし、農業委員会がしっかりとした線引きをしていかなければならないと思ひます。以上、説明に対する私からの考えと致します。

議 長 貴重なご意見、ありがとうございます。その他、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

1 1 番 11番 小坂です。今年も文書を発送するようですが、発送した文書に対して回答というのは返ってきているのでしょうか。ただ送りっぱなしというわけではないですね。

事務局 文書に対して返事や回答はありませんが、発送後に現地を見に行くと管理がなされていることを確認できる場合もあります。事務局としましても、文書を発送した土地については随時状況の確認、追って指導は行っておりますので、送りっぱなしということはありません。

1 1 番 先ほど小澤 委員からありましたご意見はもつともだな、と思いで。やはり農業委員会としましても、最終的には地域の委員が主導してやっていかなければ解決しない問題であります。文書で指導をするのが第一ではありますが、反応があるようであれば解決できるよう促していただくと。手間がかかるというのわかりますが、どうにか減らしていく努力をしなければ、今後は増えていく一方だと思われまじ、農地を守ることに繋がりませんよ。私個人の感想ではあります。

議長 その他、何かございませんか。

1 0 番 10番 松田です。遊休農地の面積は合計するとそれなりに大きなものであると思われるのですが、その遊休農地を利用してソーラーシェアリングを試みることはできないのでしょうか。実は、まとまった面積を探しているとの相談を受けておまして。

相談内容としましては、ソーラーパネルを設置する業者が底地を農地として管理するという事です。国としても、そうした営農方法に対して許可を出したと聞きました。営農をするのであれば、ソーラーパネルを設置することに問題はない、ということ。

そうした業者が七飯の農地を求めている場合、農業委員として、遊休農地の一覧は見せてもよいものなんでしょうか。

議長 事務局、いかがですか。

事務局 ソーラーシェアリングとなりますと、やはり具体的な計画が必要となります。

1 0 番 たとえば、何基設置するだとかですよね。

事務局 そうですね。そうしたものもありますし、どれだけの収量が見込めるのか、それは通常通りに営農した場合と比較してどの程度の割合となるのかなど、細かな数字を求めることとなります。

1 0 番 何年か営農してみて、たとえば8割なら8割の収量を見込めそうだ、ということで申請する、ということですか。

事務局 申請する際にはすでにその数字をもって申請してもらわなければなりません。

1 0 番 事前に作付けをしなければ数字というのはわかりませんよね。

事務局 この数字につきましては、その農地に対して申請者が営農した場合ではなく、その近隣で農業を営む者が作付けした場合にはどの程度の収量なのか、それに対してソーラーシェアリングをした場合にはどの程度の割合の収量が見込まれるのかを示す形になります。ただ、これだけではなくその他さまざまな数字を具体的に示していただく必要があります。申し訳ありません、本日は手元に資料がありませんのでこの程度の回答となってしまいます。また、その数字に具体性があるのかどうかを各関係機関と協議する必要もありますので、申請から許可までにはかなり時間を要するかと思われれます。私もまだ申請を受け付けたことがありませんので、想像でしかありませんが。

1 0 番 実際、渡島では上磯だとか、私も鹿部町の方で行っているのですが、底地には牧草をつけて、ロールにして何個分採れるだとかというのでやっている部分はあります。最近はまだ法律が少し変わってきていて、底地につけられる作物の種類が増えてきているようなんです。どれを選ぶかは、業者次第だとは思いますが。野菜なのか、牧草なのか、そうした利用方法でいけば、あくまでも農地のまま残るわけですから、遊休農地を非農地とするよりはいいのかなと思ひまして。

事務局 あとは農地を扱うことのできる法人なのかという部分も審査要件にはなってきますね。たとえばですが、農地所有適格法人なのか、それ以外の法人なのか、であったり。農業の経験のある方がいらっしゃるのかによっても変わってきますし。

1 0 番 そういう意味であれば、問題ないと思います。耕作を専門にやる方がいらっしゃるようでしたので。その計画がものになるのかどうかというよりも、私が確認したかったのはこのリストを見せてもいいものかどうかという点なのですが、いかがでしょうか。

7 番 まあ、地番さえわかれば所有者や所有者の住所は登記簿謄本を取ればわかることですからね。

事務局 それはそうですね。

6 番 それはそうですが、見ず知らずの業者に対して我々委員がリストを見せるというのも、いかがなものでしょうか。やはり、事務局へ行くよう促しては。

議 長 私個人としましては、この土地については耕作されていないようだ  
と伝えるまでにとどめ、所有者や所有者住所については登記簿謄本により  
確認していただくことが無難かと考えます。結果として、事務局へ相談  
をするという流れになるのがよいかと。直接リストを見せるというの  
は、やはり適切でないと思います。

1 0 番 ただ、ここが遊休農地かどうかというのは法務局ではわからないこと  
ですよね。

議 長 ですから、法務局で調べた地番をもとにここは遊休農地であるかを事  
務局へ問い合わせることができますよね。何もリストを見せるような話  
ではないと思いますよ。法務局で公図を取り寄せることで、地番は確認  
できますし、そこから登記簿謄本を取れば所有者も確認できますので。  
その後、遊休農地にあたるかどうかを事務局へ問い合わせることがよ  
いかと。

1 0 番 ということは、最初から事務局に遊休農地かどうか訊いたら、と言  
うのがよいということでしょうか。

議 長 まずやはり、自分たちでみつけた遊休農地と思われる土地について  
調べるところから始めていただきたいと思いますね。地番なり、所有者なり。

6 番 正直な話、このリストは外に出すべきものではないと思っておりま  
すので。町によっては当日のみ配布されるということもあると聞いていま  
すよ。

議 長 その通りですね。内部資料として持つておくことがよろしいかと思  
います。

1 0 番 あっせん農地のリストは見せていいんですよ。

6 番 あのリストは公表しているものですから、問題ないでしょうね。農業  
者に対するあっせんですし。ただ、遊休農地のリストは資料的な部分で  
ありますから。予備軍だなんだとあるものを見せて、詳しく訊かれても  
困りますし。リストに載っている人だって、知られたくない情報もある  
と思うんですよ。人によりますけどね。

1 0 番 それでいけば、中には農業委員会に管理しろと言われ続けるよりは手放してしまいたいという人もいると思うんです。

6 番 いると思います。ただ、それは本人からの希望があった場合に紹介すればいいだけですよね。本人の意思を確認しない内に紹介するのは違うと思いますよ。本人が業者へ言うのであれば、それは仕方のない話ですが。

1 0 番 でも、このリストに載っている方たちにとっては、ただ農地を持っているだけなのに農業委員会から色々言われて、だけど自分たちではどうしようもないし、という状況にあると思うんです。

7 番 はい。よろしいでしょうか。松田委員の仰る状況も考えられますので、管理指導をする際にはあっせん制度を周知するなどしてもよいのではないのでしょうか。

事務局 しています。文書の中に、農地のあっせんについても盛り込まれています。

7 番 そうなんですか。それなら問題ないですね。それで載せてもらえれば、ソーラーシェアリングなどとしての用途も見いだせる可能性はありますね。やはり本人の意向がない限りは、農地の情報を勝手に教えることはできないと私も思います。

1 0 番 ただ、こういう使い方をすることで農地を減らすことなく活用することができますよね。太陽光発電施設を農地に、ということに賛否両論あるとは思いますが。

議長 確かに、農業をしないのに農地を所有している方にとっては嬉しい話かと思います。ですが、周囲の土地を利用している方にとっては、景観のみならず、排水の問題なども生じてくるのが現実です。立地条件等も加味した上で、耕作してくれるとよいのですが。万が一住民から反対を受けるようなやり方をすれば、一時期話題にのぼっておりましたが、反射光についての問題のようなことも考えられます。条件を全てクリアできるよう慎重に進めていただければ、文句はないと思いますよ。

7 番 そこが我々農業委員会の判断に委ねられているということですね。

議長 その通りです。

1 0 番 そこを判断するのは我々ですが、そもそもそれ以前に太陽光はだめだよ、と門前払いをするような形ではいけないと思うのですが。

議 長 門前払いをするわけではありません。所有者がそうしたいという意向の可能性もありますから。

6 番 話は戻りますが、リストを公表するのはなしとして、ピンポイントでここはどうなのかと訊かれた際に「はい」と答えるのはありということでしょうか。

議 長 それは問題ないと思いますよ。

6 番 逆に、委員が知っていなければならないことを「知らない」と言うのはおかしい話ですからね。ただ、詳しいことについては事務局に訊いてみた方がよいと思いますよ、と案内することが望ましいですよ。遊休農地であるかを確認することはできますが、所有者の利用意向が確認できるかは別の問題ですからね。

2 番 わざわざリストを見せる必要はないと思います。

6 番 ですから、遊休農地であるかどうかを委員に確認して、所有者に対してはその意向があるかを確認して、実現できるかどうかは事務局に相談するという流れでいかなければならないでしょうね。あくまでも所有者の意向が最優先ですから。

議 長 ある程度意見も出ましたので、再度お諮り致します。  
皆さま、いかがですか。(異議なしの声)  
異議なしということで、2番その他(1)「令和4年度利用状況調査の結果及び今後の対応について」は、協議済みと致します。

事務局 続きまして、2番その他(2)「携帯電話無線基地局施設のための農地転用事業計画書について」を事務局より説明願います。

議 長 【その他(2)情報提供】

その他、事務局より何かありますか。

事務局長 特にございません。



議 長 委員から何かありますか。

それでは、以上をもちまして第24期第30回七飯町農業委員会総会  
を閉会と致します。

この議事録は、総会の顛末を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに  
署名する。

令和4年12月1日

議事録署名委員

宮 本 猛

松 田 永